

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市教育委員会

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る
個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用
させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）12月16日付けで諮問（第1111号）された学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

学校における教職員の業務改善については、全国的に進められており、本市においても教職員の長時間勤務の是正に向け、様々な取組を行っている。その中で、働き方改革の取組の一つとして、校務支援システムを導入し、これまで教職員個々で管理していた成績情報や名簿を一元管理することや属人的になっている業務を平準化することによる業務負荷の分散を行うことで事務の効率化を図り、教職員の働き方改革を進めていきたいと考えている。

文部科学省は、新学習指導要領の実施を見据え、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を策定しており、この計画の中において、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされる水準として統合型校務支援システム100%整備を求められている。

本市では市立中学校において既に整備を行っており、現在、市立中学校の当該事務に係る生徒情報等を教育総務課に目的外に利用させているところであるが（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第613号）、今年度、市立小学校においても新たに整備を行う。

統合型校務支援システムは、校内の校務情報を一元的に集約し、共有、再利用をベースに効率的かつ効果的に校務処理ができるように機能を実装した、学校現場に特化したシステムとなっている。主に、児童の基本情報を管理する学籍系、出欠管理、成績処理、時数管理等の教務系、健康診断結果の管理、保健管理等の保健系等、校務の多岐にわたる機能を有しており、児童及び保護者の個人情報を扱うことが必要不可欠となる。システムの稼働には最初に児童及び保護者の個人情報を新たに入力する必要があるが、2021年（令和3年）9月1日現在、本市の市立小学校35校に23,178人の児童が在籍しており、すべての児童及び保護者の情報を手作業で入力することは、限られた人員と時間の中では非効率で、ミスを引き起こす可能性がある。このため、児童及び保護者の情報のシステムへの入力、学務保健課が所管する学齢簿システム内の個人情報を利用して行う。

以上のことから、条例第12条に規定された個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 個人情報を目的外に利用させる課

教育総務課

イ 目的外に利用させる個人情報

(ア) 児童情報

学校名、学年、児童氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、性別、生年月日、郵便番号、住所

(イ) 保護者情報

保護者氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、続柄、郵便番号、住所

ウ 個人情報を目的外に利用させる必要性について

校務支援システムで必要とする個人情報は、児童の情報約2万

3千人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集する場合、非常に多くの時間、労力、経費を要する。本事務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子情報で保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を目的外に利用させる必要がある。

エ 引渡し方法について

学務保健課の担当職員が、学齢簿システムより教育総務課所管の暗号化を施したUSBメモリにデータを読み込み、教育総務課の担当職員が、校務支援システム保守端末からUSBメモリ内のデータを学校別に校務支援システムに取り込む。取込み作業後、USBメモリ内のデータを速やかに消去する。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象となることから、通知すべき相手が多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、児童及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである学校だよりや各学校のホームページを通じて、事前にお知らせする。

(4) 実施時期（予定）

次年度の新入生情報を校務支援システムに取り込む必要があるため、毎年実施する。

ア 初回

2022年（令和4年）3月1日以降

イ 初回以降

毎年11月

(5) 提出書類

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

校務支援システムで必要とする個人情報は、児童の情報約2万3

千人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集する場合、非常に多くの時間、労力、経費を要する。本事務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子情報で保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象となることから、通知すべき相手が多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、児童及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである学校だよりや各学校のホームページを通じて、事前にお知らせする。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 条件

市立中学校における運用実績について検証し評価すること、及びその内容について市立小学校での運用状況と併せて当審議会に報告することを条件とする。

以 上